

(6) 商店街社会課題解決型補助金

【事業概要】

商店街が行う少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業や、「新しい生活様式」を踏まえた商店街活動に対して、その対象経費の一部を補助します。

【支援内容】

○補助対象事業 次のいずれか、若しくは複数の課題解決を図る事業

- (1) 少子化・高齢化
- (2) 障がい者支援
- (3) 生活の安全及び安心
- (4) 地域資源活用・農商工連携
- (5) 環境問題
- (6) 買い物困難者支援
- (7) 「新しい生活様式」への対応
- (8) その他、市長が特に重要と認める課題

【補助金の交付】

○補助金額 200万円限度（予算の範囲内）

○補助率 補助対象経費の2/3以下（国の支援制度を利用する事業にあっては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金等の金銭を控除して得た額の2/3以下）

【募集時期】

①令和4年4月1日（金）から令和4年4月28日（木）まで →審査会5月下旬

②令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）まで →審査会7月下旬

※①②各回合わせて申請は1回のみ。その後、申請状況に応じて追加募集の可能性あり。

※事業の計画段階から、地域産業支援課 商店街係（TEL：441-3303）へ、ご相談下さい。

【募集方法】

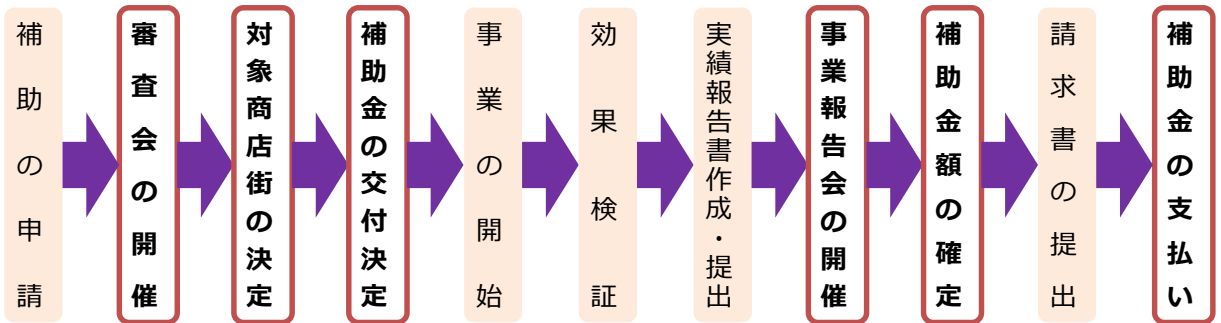
公募により受付

※審査会を経て対象商店街等を決定。事業内容に関するヒアリングの上、審査を実施。審査の結果、対象とならない場合もあります。

※事業終了後、報告会（1月末or3月末）において事業の報告をしていただきます。

※補助対象事業（7）「新しい生活様式」への対応について申請する商店街は、令和3年度に「次世代商店街支援事業補助金」を申請したことがない商店街に限ります。

【活用手順】 ※事業終了の時期により、手順が変更になることがありますので、ご了承下さい。



買い物サービス（宅配）
【竹下商店街振興組合】
（令和2年度）



デジタルガイドマップの作成
【小笹商店会】
（令和3年度次世代商店街支援事業補助金）

